

様式第4号(第4条)

公共基準点使用包括承認書

長野県土地家屋調査士会

会長 様

上田市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的	地積測量図の作成のための測量
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで(年間)
測量地域	上田市域
使用する 公共基準点	上田市が測量計画機関として取扱う全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)
測量方法	トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による。
測量 作業 担当 者	名称 <small>(長野県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点使用報告書への記載により省略可)</small>
	(事務所名)
	所在地 〒 TEL
承認条件	
<p>1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2. 様式第6号の公共基準点使用(包括)報告書を用いて毎月末日をもって関係公共基準点の状況を報告すること。</p> <p>3. 同様の取扱いを各单位土地家屋調査士について認める。</p>	
承認番号 号	
令和 年 月 日	
上田市長 印	
担当連絡先	上田市 都市建設部 管理課 地籍調査係 担当 TEL 0268(22)4100 内線()

(別紙)

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名(包括承認に基づく場合には測量作業担当者名)、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前8時30分から午後5時30分までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に公共基準点使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合には速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

基準点現況報告書

令和 年 月 日

上 田 市 長 様

上田市公共基準点の使用について下記のとおり報告します。

計 画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	電 話	
作 業 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	連 絡 先	
使 用 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
異常及び情報変更 基準点の内容		
使用承認番号	承認番号 第 号	
備 考		